

国家公務員安全週間に当たって

今年度で73回目を迎える国家公務員安全週間が、7月1日から7月7日までの1週間にわたって実施されます。安全週間は、各府省が安全管理活動の充実及び安全意識の向上に取り組み、職員が仕事をより安全に、かつ、より効率的に行うことを目指すものです。

今年度も安全週間に先立ち、各府省から標語を募集しました。今年度の標語には、4,478件の応募作品の中から、警察庁九州管区警察局 岩田 浩幸 さんの作品

「安全は 「だろう」 「はず」 よりまず確認

が選ばれました。御応募いただきました皆様には、厚く御礼申し上げます。

以下、令和2年度国家公務員の災害報告の概要をご紹介しますので参照いただき、常に安全を心がけてください。

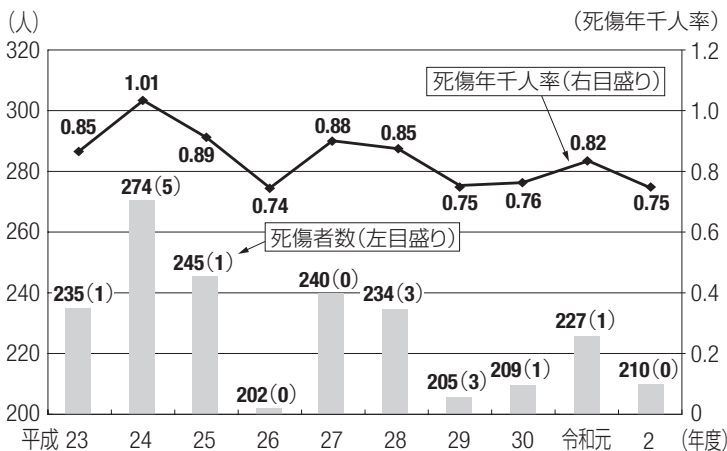
職員福祉局職員福祉課

報告のポイント

- ◆ 調査対象年度：令和2年度
- ◆ 調査対象：一般職の国家公務員（行政執行法人の職員を除く。）
 - 令和2年度中の職場における常勤職員の死傷者は、210人で令和元年度より17人減少。死亡者は0人（前年度1人）。
 - 事故の類型別に見ると、新型コロナウイルス感染症を含む「その他」が51人で最多。以下、「転倒」46人、「墜落・転落」38人で、上位3項目は全て昨年度より増加。
一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により「武道訓練」が大きく減少。
 - 休業日数別に見ると、「8日以上30日以下」が76人（前年度85人）で最も多く、休業8日以上（死亡者を含む。）は119人（前年度136人）。

令和二年度 国家公務員災害報告の概要

図1 死傷者数及び死傷年千人率の推移(平成23～令和2年度)



(注) 死傷者数の()内の数字は、死亡者数で内数である。

一 概況

常勤職員の死傷者（死亡者及び休業一日以上の負傷者）の数は、令和元年度に増加していましたが、令和二年度は、前年度より減少し、平成三〇年度とほぼ同数となりました（図1参照）。

二 死傷者数（常勤職員）

令和二年度の災害による死傷者は二一〇人で、前年度と比べ一七人減少し、このうち死亡した者は〇人（前年度一人）でした。死傷年千人率*で見ると前年度〇・八二から〇・七五へと〇・〇七ポイント減少しています（図1参照）。

また、この二一〇人のうち、船員の負傷者は四一人で、前年度と比べ一五人増加しました。

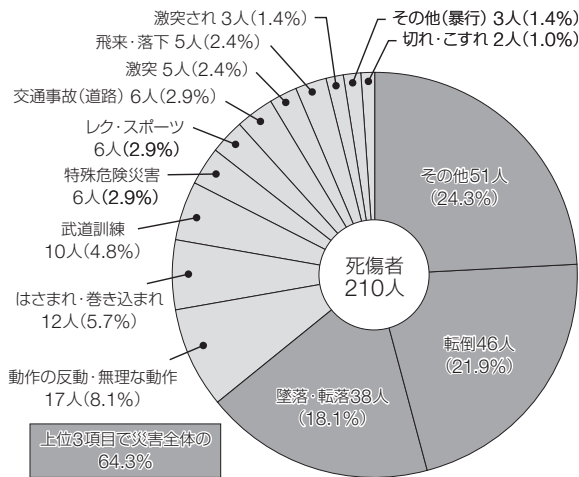
*死傷年千人率とは、一年間の災害発生による在職者千人当たりの死傷者数を表したものです。

(1) 事故の型別の状況

死傷者を事故の型別に見ると、新型コロナウイルス感染症（四九人）を含む「その他」が五一人（全負傷者の二四・三％）と最も多く、次いで「転倒・四六人（同二・九％）、「墜落・転落」三八人（同八・一％）、「動作の反動・無理な動作」一七人（同八・一％）となっており、上位三項目で災害全体の六四・三％を占めています（図2参照）。

また、これを前年度と比較すると、これら三項目では死傷者の数が全て増加しています。

図2 事故の型別死傷者数（令和2年度）



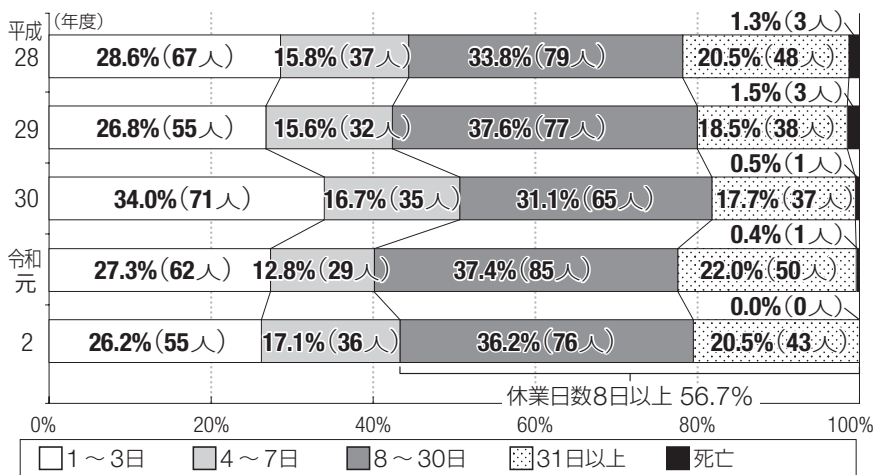
一方、前年度最も死傷者数の多かった「武道訓練」（前年度八四人）は感染症対策による対人練習の自粛等によって一〇人（同四・八％）と大幅に減少しています。

(2) 休業日数別の状況

休業八日以上が減少
— 休業者を休業日数別に見ると、「八日以上三〇日以下」が七六人と最も多く、次いで「一日以上三日以下」が五五人となっています。

災害による休業日数が八日以上となった

図3 休業日数別死傷者割合の推移（平成28～令和2年度）



職員（死亡者を含む。）は一一九人（前年度一三五人）に減少、また、全体に占める割合は五六・七％（前年度五九・八％）に減少したものの、引き続き災害全体の半数以上を占めています（図3参照）。

三 非常勤職員の災害

―「墜落・転落」が最多―

非常勤職員の災害による死傷者は五四人で、前年度と比べ二人増加しています。

事故の型別では、「転倒」が二一人と前年度より九人減少、「墜落・転落」が前年度より六人増加の一三人で、この二項目で約七割を占めています。

なお、令和元年度に引き続き令和二年度も死亡災害は発生していません。

四 重大災害（非常勤職員を含む）

―重大災害は〇件―

重大災害とは、死亡災害若しくは同一の原因で三人以上の職員が負傷した災害（そのうち一人以上が休業一日以上の場合に限る。）又は火災の重大災害を言いますが、令和二年度はありませんでした（前年度一件）。

五 災害事例から見る再発防止対策

令和二年度は、常勤職員は「武道訓練」

による災害は減少しましたが、「転倒」「転落・墜落」の災害は増加しており、非常勤職員でも同様に増加しています。

公務においては、日常的な行動に伴って発生する災害が多くを占めています。令和二年度におけるこれらの災害事例のうち、「はさまれ・巻き込まれ」、「熱中症」、「墜落・転落」の災害をそれぞれ一つ、紹介します。

―はさまれ・巻き込まれによる災害―

最初の事例です。「職員は、庁舎内で書類の後片付けを行うため、書類保管箱を庁舎二階の物品庫へ収納して自席へ戻る際、閉じかけていた物品庫出入口扉を右手で押さえようとしたところ、開閉部分に手をつき、右手中指を挟んだ状態で扉が閉まってしまい、右手中指を負傷した。」もので、右中指挫創により一日間休業しています。

物品庫の扉のドアクローザーが壊れており、扉にブレーキがかからず、扉を開けた状態を維持できなかったことや、重量のあるドアの開閉部に不用意に手を置いたことが、災害発生の原因として挙げられます。

安全管理者は、日頃から施設、設備等の検査及び整備を実施し、危険箇所の解消に努め、職員に周知するとともに、職場内で安全教育を行うことが重要です。

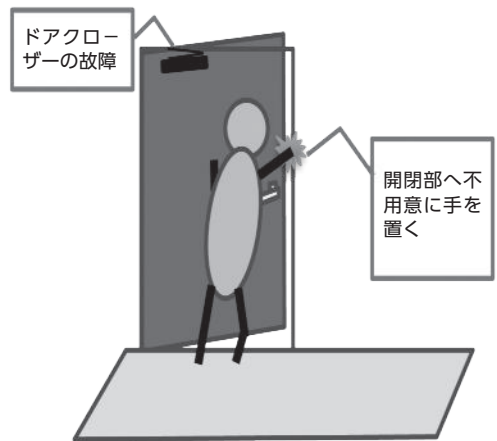
また、災害報告やヒヤリハット事例を収集し、職場の危険要因を早期に発見し、災害防止対策を検討することも有効です。

―熱中症による災害―

次の事例です。「職員は、別の職員とともに午前九時四〇分頃から事業者の倉庫内で穀物の確認調査を実施していたが、午前一〇時二〇分頃調査先の従業員が被災職員の意識が朦朧としていることに気が付き、救急車を要請し病院へ救急搬送された。」もので、熱中症により一日間休業しています。

確認調査当日は、八月で午前一〇時には気温が三三・七℃に達し、倉庫内には冷房設備がないうえにコロナ禍のためマスク着用での調査であったことが、災害発生の原因として挙げられます。

職員にも熱中症への注意意識はあったも



の、自身の体調異変に気付く間もなく意識を失ったと証言しており、安全管理者は安全管理、体調管理について一層の注意を払う必要があります。

所属長より安全管理意識の更なる向上を図るための注意喚起及び指導を行っています。

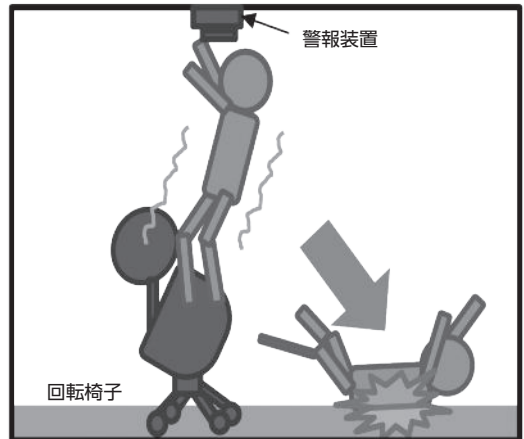
―墜落・転落による災害―

次は「墜落・転落」の事例を紹介しましょう。「職員は、事務室内において警報装置作動試験のため、キヤスター付き事務用椅子の座面に立って作動試験を実施し、試験終了後に椅子から降りようとした際、バランスを崩して椅子から転落して負傷した」もので、第一～第四腰椎右横突起骨折により三四日間休業しています。

災害発生の原因は、作動試験を実施する際に使用する固定式の脚立が、事務室内に整備されていたものの、近くにあったキヤスター付き事務用椅子で代用したこと、不安定な足場で高所作業を漫然と実施したことなどが挙げられます。

再発防止対策としては、安全管理者から固定式の脚立の使用を徹底するよう再度指導しています。

また、この事例とは別ですが、脚立での高所作業において、バランスを崩し転落し



て死亡する事案が令和三年度に発生しています。安全管理者は、高所での作業時に使用する脚立・はしご等について適切に使用するよう指導し、事故発生の未然防止を図り、併せて、高所作業に当たっては不安定な足場で作業しないことや二人以上で実施することについても指導する必要があります。

この場合、不安定な足場や高所での作業についての安全管理について再度安全教育を実施すること、職員に対して些細な箇所でも日頃から危険があることに注意するよう周知することが重要です。

なお、人事院安全専門委員会議における有識者からも、次のような指摘がありました。

- ・災害防止のための安全管理や、安全教育を行う組織体制を整備することが必要。
- ・安全の専門家からアドバイスや教育を受ける機会が必要。
- ・現場でのヒヤリハットを収集し、分析することや危険源の洗い出し（リスクアセスメント）により危険に対し早期に対応することが重要。

六 的確な安全管理の実施

例年、公務における災害の大部分は、武道訓練を除くと、執務室内外の通路、階段等での日常的な行動に伴って発生しています。これらの行動に伴う災害を減少させるためには、職員一人一人が、身の回りに潜む危険を常日頃から意識し、行動することが必要です。また、安全管理体制の充実を図るため、各府省・各機関の長は安全教育を計画的に実施することが重要です。

※「令和二年度国家公務員の災害の概要」については、人事院のホームページ (<https://www.jinji.go.jp/anzen/toukei.html>) に掲載しています。